

下水道を正しく使いましょう

下水道課（市役所6階） ☎32-2100

食用廃油などの油脂類や残飯、固形物を排水口にそのまま流すと、排水管が詰まり、破損や悪臭の原因となります。排水管が詰まり、汚水ますから汚水があふれるなどの事例が発生しています。次のことに気をつけて、適正に使用しましょう。

下水道を使用する際の注意点

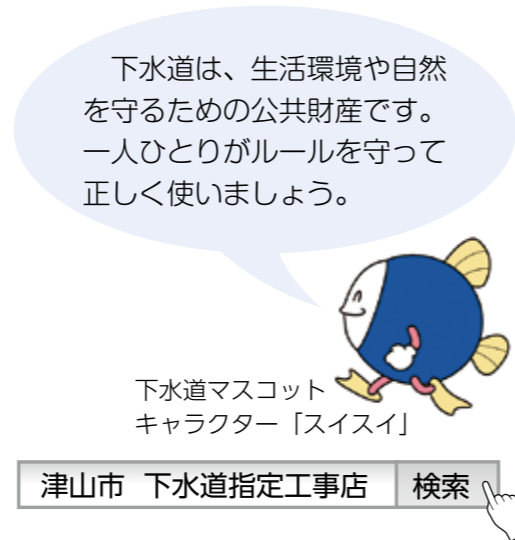
- ・排水口に野菜くずや食用油などをそのまま流さない
- ・紙おむつや生理用品、タオルなどの布類をトイレに流さない
- ・敷地内の汚水ますを定期的に清掃する

もしも排水管が詰まったら

- ・敷地内の排水管が詰まった場合＝津山市下水道排水設備指定工事店に修理を依頼してください
- ・公共ますや道路内のマンホールが詰まっているのを発見した場合＝下水道課にご連絡ください

※宅内から公共ますまでの敷地内の排水管は、市では修理できません

※津山市下水道排水設備指定工事店は、市ホームページから確認できます



人工内耳電池代などの補助制度

障害福祉課（市役所1階10番窓口） ☎32-2067

人工内耳の電池代などの一部を補助しています。要件など、詳しくはお問い合わせください。

主な要件

- ①身体障害者手帳に聴覚障害に関する記載がある
- ②人工内耳を装着している など

補助額 事業者の見積書に記載された見積額か、次の基準額のいずれか低い方の9割

種類	基準額（税込）	耐用年数
空気電池	月額 2,000円	—
専用充電電池	1個当たり 7,650円	1年
専用充電器	1個当たり 12,600円	3年

持ってくるもの 身体障害者手帳、印鑑、人工内耳を装着していることが分かるもの（人工内耳装着者用カードなど）

※補助を受けた専用充電電池と専用充電器の更新は、購入日から耐用年数を過ぎた場合に補助の対象となります

就労支援のための住居確保給付金制度

津山市自立相談支援センター（生活福祉課内：市役所1階12番窓口） ☎32-2133

離職が原因で経済的に困窮し、住居を失った人などが、住居と就労の機会を確保できるよう、賃貸住宅の家賃に充てるための費用を住居確保給付金として支給します。

世帯人数によって、収入や預貯金などの要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

主な要件

- ①離職後2年以内で、65歳未満
- ②離職前、世帯の主たる生計維持者だった
- ③就労能力と就労意欲があり、常用就職を目指し、誠実で熱心に求職活動を行う など

支給月額（上限）

- 単身世帯＝31,000円、
- 2人世帯＝37,000円、
- 3～5人世帯＝40,000円

支給期間 原則3カ月（一定の要件を満たす場合は、最長9カ月）



農業 ～皆さんの地域でも始めませんか～多面的機能支払交付金（令和2年度分募集）

農山村整備課（市役所4階） ☎32-2076

農業には、作物を作るだけでなく、洪水や土砂崩れなどを防ぐほか、豊かな自然環境を保つなど、たくさんの機能があります。市では、この機能を維持・発揮していくため、多面的機能支払交付金を活用し、地域ぐるみで取り組む共同活動を支援しています。応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

I. 農地維持支払交付金 (多面的機能を支える共同活動を支援)	II. 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動を支援)
交付金単価（10aあたり） 田＝3,000円、畑＝2,000円 次のすべてに取り組むこと ① 地域資源の基礎的な保全活動 水路や農道などの農業用施設の点検、農地の法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面の維持、鳥獣害防護柵の維持・管理 など ② 地域資源を適切に保全・管理するための推進活動 農用地・水路・農道などを管理する際の問題点を地域で話し合い、将来的に解決するための目標と手段を決めた計画書を作成する など	交付金単価（10aあたり） 田＝2,400円、畑＝1,440円 次のすべてに取り組むこと ① 施設の軽微な補修 水路・農道などの軽微な補修、鳥獣害防護柵の補修・設置 など ② 農村環境の保全活動 植栽による景観形成、生物の生息状況の把握、水質調査の実施 など ③ 多面的機能の増進を図る活動 農用地の周りの数などの伐採、防災・減災の強化 など

対象組織 農業者と地域住民などで構成する活動組織（個人は対象外）

対象農用地 農業振興地域内の農用地区域内にある一団の農用地

締め切り 8月30日(金)

※IIに応募する場合、Iと併せて取り組む必要があります（Iのみの応募は可能）

※5年間継続して実施する必要があります

※6年目以降も活動を継続する場合、IIの単価は75%相当額になります

建築 一戸建住宅耐震診断、吹き付けアスベスト調査・除去工事 補助金

岡都市計画課建築指導審査係（市役所5階） ☎32-2099

一戸建住宅耐震診断補助金

地震に強い安全なまちづくりを進めるため、古い基準で建てられた木造一戸建て住宅の耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

対象 次のすべてに当てはまるもの

- ①市内にある個人所有の住宅
- ②昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅（店舗併用住宅などで店舗部分の面積が半分未満のものを含む）
- ③構造が木造在来工法（柱・梁・筋交いなどで構成されたもの）（ツーバイフォー、ログハウス、プレハブなどは対象外）
- ④2階建て以下

※申請時期により金額が変更となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください

耐震診断補助金の額（例：一般診断法の現況診断）

延床面積	耐震診断費用	補助金額（1棟当たり）
200㎡未満	70,000円	60,000円
200㎡以上 300㎡未満	79,000円	68,000円

吹き付けアスベスト調査・除去工事補助金

民間建築物の吹き付けアスベストの分析調査や除去工事にかかる費用を補助します。

補助額

分析調査＝補助対象経費の10分の10（1棟当たり上限25万円）

除去工事＝補助対象経費の3分の2以内（1棟当たり上限400万円）